

確認制度について (定員の考え方を中心に)

平成25年11月25日
(赤字部分が修正部分)

目 次

1	確認制度について	2
2	利用定員について	4
3	情報公表の取扱いについて	21

1 . 確認制度について

1 . 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

(2) 確認制度における運営基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、
学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすこと
が求められる。

このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

国が定める基準については、

ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

(2)に加えて、施設・事業に対しては、子ども・子育て支援法において、業務管理体制の整備(55条等)教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、施設・事業の利用定員の考え方・ルール教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準業務管理体制・情報公表に関するルールを定めていく必要がある。

これらの事項の検討体制については以下の形を想定。

事項	概要	検討の場
利用定員	<ul style="list-style-type: none">各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理基本指針(事業計画)と密接に関連	子ども・子育て会議
運営基準	<ul style="list-style-type: none">給付の対象施設・事業として運営上求められる基準について整理(例:財務ルール、撤退ルール、事故発生時の対応など)認可基準と密接に関連	基準検討部会
業務管理体制	<ul style="list-style-type: none">適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理	基準検討部会
情報公表	<ul style="list-style-type: none">給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理基本指針と関連	子ども・子育て会議

2．利用定員について

(論点1) 利用定員の設定方法

- ・(論点1-1) 最低数との関係
- ・(論点1-2) 子どもの年齢との関係
- ・(論点1-3) 保育標準時間・保育短時間区分との関係

(論点2) 定員割れの場合の取扱い

(論点3) 定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)

(論点4) 保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い

下線部分 - 自治体におけるシステム構築のため、早期に方向性を固める必要

1. 概要

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定めることとなる。(利用定員を定めることが可能な認定区分については次ページの通り)

教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる(「みなし確認」。施行日前日までに別段の申し出をしたときを除く。)が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。

その事務手続等については、追ってお示しする予定。

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとなる。

その際、利用定員の設定方法について、

施設における利用定員の最低数との関係

子どもの年齢区分との関係

保育標準時間・保育短時間区分との関係

について、整理が必要。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	1号認定 (19条1項1号)	2号認定 (19条1項2号)	3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	(1)		(1)
幼稚園型認定こども園			(1)
保育所型認定こども園			(1)
地方裁量型認定こども園			(1)
保育所	(3)	(2)	(2)
幼稚園		(3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(3)	(3)	
家庭的保育	(3)	(3)	
居宅訪問型保育	(3)	(3)	
事業所内保育	(3)	(3)	(従業員枠・地域枠)

1 定員を設定しないことも可能。 2 いずれかのみを設定も可能。 3 特例給付による利用形態あり。

(論点1) 利用定員の設定方法

(論点1 - 1) 最低数との関係

【保育関係】

〔現行〕

- ・ 現行の保育所は第2種社会福祉事業として位置付けられていることから、最低定員は20人以上とされている。
- ・ その際、認可に当たっては、通知により原則60人以上とした上で、定員20人以上の小規模保育所の設置を認めている。

〔新制度〕

- ・ 改正後の児童福祉法では、改めて保育所の最低定員を20人以上として明確に規定している。
- ・ また、新たに地域型保育給付の対象として位置付けられている小規模保育事業については、児童福祉法において、6人以上19人以下として保育所と線引きしており、更に規模が小さい家庭的保育事業は5人を上限としている。
- ・ 居宅訪問型保育事業については、事業の性質上、1:1が基本となり、事業所内保育事業については、特段、定員に関する上限を設けていない。

【幼稚園関係】

- ・ 幼稚園に関しては、現在、最低利用定員の規制がなく、新制度においても同様である。現在、認可定員が20人未満の幼稚園が全国で18園存在している。また、実員が20人未満の幼稚園が全国で8% (約1,000園程度) 存在している。

【認定こども園関係】

〔現行〕

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園・保育所の認可を前提としているが、全体の定員が60人以上であれば、保育所部分の定員は10人以上で可としている(社会福祉法の特例)。
- ・ それ以外の認定こども園については、幼稚園型認定こども園は幼稚園、保育所型認定こども園は保育所の認可を前提としており、地方裁量型認定こども園は認可外保育施設として取り扱われる。

〔新制度〕

- ・ 新制度における 新幼保連携型認定こども園については、保育所と同様、第2種社会福祉事業として位置付けられていることから、最低定員は20人以上とされている。
- ・ それ以外の類型は、現行と同様、それぞれの施設類型に基づく取扱いについて変更はない。

上記の制度を前提として、確認制度上の利用定員を設定する際には、施設型給付の対象となる施設類型に応じ、以下のような案をベースに最低数の考え方を整理していったらどうか。

地域型保育事業が別途存在するため、施設型給付の対象となる施設のうち、少なくとも保育の必要な子どもを受け入れる施設については、定員20人以上と整理する方が制度全体として整合的。

幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認可外部分については認可定員の概念がないため、施設型給付の対象にするに当たり、確認制度上、利用定員を設定することが必要。

例1：施設型給付の対象施設の利用定員は、すべて20人以上とする。定員20人未満の既存施設については、特例として施設型給付の対象とする。

例2：施設型給付の対象施設のうち、保育所と幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園、幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園については、最低利用定員を設けない。

例3：施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。）

< 主なご意見 >

- ・施設型給付の対象施設類型に応じて最低数を決めていく考えが望ましい。保育所、認定こども園の利用定員は20人以上とすることが制度として整合性がある。幼稚園には、現行のように最低利用定員は設けないこととすべき。
- ・例3の考え方で良いのではないか。
- ・長期的には、公費投入先としてある程度の規模を求め、認定こども園への移行を含めた在り方を検討すべき。

【対応方針】

→施設型給付・委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、例3を基本とする。既存の幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園については、施設全体で20人未満のものはない。地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて今後検討。

(論点1 - 2) 子どもの年齢との関係

【現行制度】

幼稚園は、年度途中の入園も可能であるが、受け入れ対象児童を満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とした上で、学年制をとっている。

保育所は、随時入所決定するが、幼稚園と同様に4月入所が多く、年齢別のクラス編成を行っている施設もある。複数の年齢の子を合同で保育している施設もみられる。

【今後の検討に当たっての方向性】

例1: 1号・2号・3号とも、各年齢別(1歳ごと)に定員を設定する。

例2: 1号・2号・3号とも、配置基準上の年齢区分別(0歳 / 1・2歳 / 3歳 / 4・5歳)に定員を設定する。

例3: 2号・3号のみ配置基準上の年齢区分別(0歳 / 1・2歳 / 3歳 / 4・5歳)に定員を設定し、1号は年齢別の定員設定をしない。

例4: 年齢別の定員設定をせず、1号・2号・3号のみ区分した定員を設ける。

< 主な意見(計画作成指針関係) >

- ・0歳児のニーズ調査のためにも1歳刻みが妥当。
- ・1号・2号・3号の区分では保育士の必要数など施策の重要項目が把握できない恐れがある。
- ・子どもが柔軟に利用できるよう、量の見込みは大きくくりで設定することが必要。

【検討に当たっての視点】

→保育は年度途中で人数の変動があり、とりわけ、地域型保育事業は年度途中においても子どもの入れ替わりが多いと想定されること、など柔軟な利用体制の確保をどう考えるか。

→併せて、保育士の確保、1歳からの保育利用体制の確保などをどう考えていくか。

→市町村や都道府県の事業計画との関係をどのように考えるか。

(参考)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(概ねの案)」

・市町村・都道府県は、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容、実施時期」について、以下の区分で設定。(地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能)

・1号(3 - 5歳) ・2号(3 - 5歳) ・3号(0歳 / 1 - 2歳)

< 主な意見 >

- ・利用定員の設定については大くくりとした上で、年齢別の受け入れ数については利用者への情報提供義務を課すこととしてはどうか。
- ・1号(3 - 5歳)、2号(3 - 5歳)、3号(0歳/1・2歳)とし、特に0歳、1 - 2歳については利用者への情報提供義務を課すことが、柔軟性も保障され、自治体への負担等も考えると良いのではないか。
- ・都市部では幼稚園でも3歳児が入れないこともあるため、3歳を分けることが現実的ではないか。

【対応方針】

年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があること
計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があること
を踏まえ以下のとおりとする。

{ 1号 3 - 5歳
2号 3 - 5歳
3号 0歳 / 1・2歳

地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

年齢別の受入れ数について、利用者への情報提供に努めることとしてはどうか。(運営基準の中で更に検討。)

ただし、柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとしてはどうか。

(論点1 - 3) 保育標準時間・保育短時間区分との関係

【論点】

保育の必要性の認定を受ける子どもに関しては、保育標準時間・保育短時間の区分を設けるが、利用者に対し各施設が有する受入枠を明確にすることとの関係において、定員設定について検討が必要。

保育短時間区分を設けるのは、パートタイム就労の子どもも保育の利用をしやすいすることで、その保育ニーズにも応えていく趣旨。

【今後の検討に当たっての方向性】

例1：保育標準時間・保育短時間の区分を厳密に設ける。

職員の配置ローテーション、収入に影響するため、施設の同意は必要となる。

例2：保育標準時間・保育短時間の区分を設けるが、利用調整に当たり、区分間での定員の増減を柔軟に行う。

職員の配置ローテーション、収入に影響するため、施設の同意は必要となる。

例3：保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する。

< 主な意見(計画作成指針関係) >

- ・ニーズ調査段階で認定の上下限と利用時間数、保育料を確定させる必要。たたき台では希望日数、時間数を調査して集計段階で保育標準時間・保育短時間に分けることにするか。
- ・的確なニーズ把握のためには定義を明確にすることが不可欠。
- ・子どもが柔軟に利用できるよう、量の見込みは大きくりで設定することが必要。

【検討に当たっての視点】

→保育の提供体制の確保との関係、公定価格及び利用者負担の設定との関係など柔軟な利用体制の確保をどう考えるか。

→市町村や都道府県の事業計画との関係をどのように考えるか。

(参考)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(概ねの案)」

・市町村・都道府県は、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容、実施時期」の設定に当たり、保育標準時間・保育短時間は区分しない。(地域の実情等に応じて区分することも可能)

【対応方針】

保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、上記例3(保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する)を基本とする。

その上で、地域の実情等に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能とする。

< 主なご意見 >

・対応方針案に賛成。

2. 定員割れ、弾力化等の取扱い

上記1の通り、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。その際には、認可権者であり需給調整を行う都道府県知事と協議する。

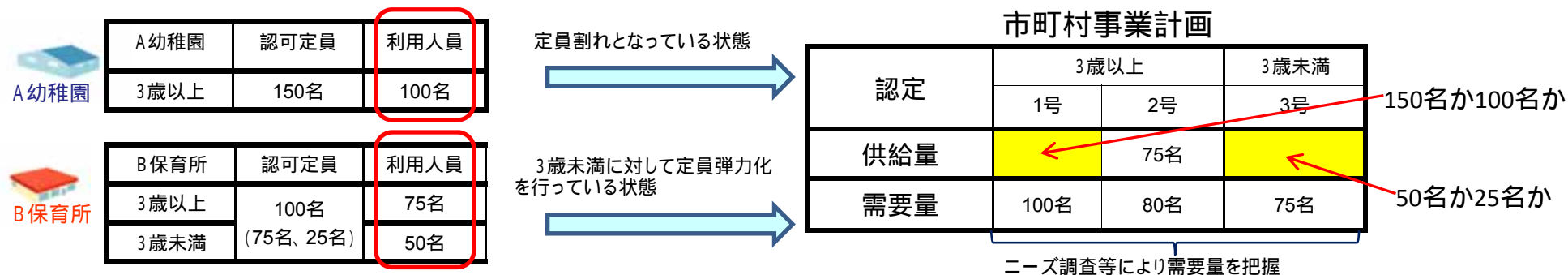
具体的な利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見聴取において、その考え方について諮るなど、確認の透明性・客観性の確保が必要。

都道府県は、保育所の認可等を行う際には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認可等の可否(需給調整の必要性の有無)を判断する。その際には、確認権者であり給付を行う市町村長と協議する。

このような仕組みを通じ、認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は、一致するのが基本である。

しかし、「認可定員 利用定員」の範囲で、異なる定員数になる場合も想定され得る。例えば、実際の利用児童数が認可定員を下回ったり(定員割れ)、逆に認可定員を上回ったり(定員超過)している場合がみられ、そのような場合に、確認制度上の利用定員をどのように取り扱うのが適切か、検討が必要である。

(イメージ)



(論点 2) 定員割れの場合の取扱い

< 認可定員に対して実利用人員が過少である場合の利用定員の取扱い >

現行制度上、保育所においては、認可定員数に応じて保育所運営費の保育単価が設定され、利用児童数が認可定員数に満たない定員割れの場合は、設置者が必要に応じて認可定員数を変更している。一方、幼稚園においては、利用児童数が認可定員数に満たない定員割れの場合は、認可定員数の変更を行わなくても、実際の利用人員数に応じて都道府県から私学助成がなされている。

「参議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における子ども・子育て関連3法に対する附帯決議」においては、「施設型給付等については、(中略)定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものと(中略)すること。」こととされている。この新制度の給付は、確認制度上の利用定員数に基づいて運用される。

このため、実態と乖離した「認可定員」をそのまま「利用定員」とすることとした場合、

市町村計画・都道府県計画上の「供給」量が、現実の供給量より過剰に見込まれ、必要な施設の新規参入が難しくなる

施設によっては、経営の実態に合わない低い給付単価が適用される(例:100人の利用を前提とした教員体制等であるのに、150人施設に適用される低い単価の給付が100人分支給されるのみ)

といった問題が生じる。

「認可定員」を実態に合わせて引き下げた上で、「利用定員」と一致させることも考えられるが、私立幼稚園については、認可定員の変更には、私立学校審議会への意見聴取を経て都道府県の認可を受けるといった煩瑣な手続が必要となる。

保育所の場合は、認可定員の変更は届出事項。

【対応方針(案)】

市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映したものと**する**。

事業計画では、確認制度上の利用定員(この場合、実際の利用定員数)を記載することから、認可定員数と利用定員数の差分は、市町村事業計画の中で供給量としてはカウントしないこととなる。

(論点 3) 定員超過の場合の取扱い (定員弾力化等)

< 認可定員に対して実利用人員が過大である場合の利用定員の取扱い >

保育所では、待機児童が増加する中で、定員弾力化(最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること)を行うことで対応している市町村が多く、約80%の市町村において認めており、約68%の市町村において実際に保育所が弾力化を実施している。

1,753市町村のうち、1,397市町村(79.7%)において認めており、うち実施している保育所がある市町村は1,183(67.5%)(平成20年12月1日現在。平成20年地域児童福祉事業等調査)

収容定員内の実員に応じた補助(私学助成の一般補助)を行い、収容定員に係る学則の変更認可が必要となる幼稚園に関しては、このような取扱いはない。

年度当初は15%まで、年度途中は25%までといった制限を設けていた時期もあったが、平成22年度より、こうした制限は設けていない。

2年間連続して常に利用人員が定員を超えており、かつ、年間平均で定員の120%を超える受け入れを行っている場合、定員の見直しを求めている(ただし、強制力はない)。

新制度の給付は、確認制度上の利用定員数に基づいて運用されるため、定員割れの場合と同様、認可定員超過が常態化している場合についても、市町村が設定する利用定員数には、実際の施設の利用状況が反映されるのが自然と考えられるが、その場合、認可制度という規制の枠組みに基づく定員を超えて確認制度上の利用定員を設定することについて、どのように考えるか。

< 主な意見 >

- ・待機児童対策としてやむを得ないが、認可定員と利用定員はできる限り一致させるべき。
- ・認可定員の範囲内で設定。
- ・認可定員の範囲内が基本であるが、年度内の変動には柔軟に対応できるようにする必要。
- ・認定区分ごとの利用定員は柔軟に弾力化できるようにすべき。

一方、保育については、性質上、年度当初(4月)から年度後半に向けて利用人員が増え、3月にピークを迎えて、卒園により翌年度当初(4月)に大幅に落ち込み、再び後半に向けて増えていく傾向がある。そのような保育制度の特性を踏まえた対応、また、定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を考慮したとき、どのような対応が適切か。

当該施設の利用定員の設定の考え方に対応して、市町村事業計画の中での供給量のカウントをどのように取り扱うのが適切か。

また、この際、例外的な取扱いについても併せて検討が必要ではないか。

(例外的な取扱い:例)

・保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い(後述・論点4)

・障害児保育など特定の機能を有する場合

・措置に対応する場合

児童福祉法24条に基づく措置については、虐待のおそれがある場合(4項)、やむを得ない理由により給付を受けることができない場合(5項)、を対象としている。

介護保険制度では、5%の上限が設けられている一方、障害者自立支援制度では特に上限は設けられていない

・災害などの場合

介護保険制度、障害者自立支援制度では、災害の場合は特段の上限を設けていない。

・他の施設・事業が撤退又は定員を減少させた際に、当該施設・事業を利用していた子どもの受け皿となる場合

小規模保育事業の定員弾力化について

【第4回子ども・子育て会議基準検討部会(平成25年8月29日)資料1 28ページ】

定員弾力化の取扱い

小規模保育事業の利用定員の上限(19名)の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。

(例)利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する。

離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討する。

それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいと想定されることを踏まえて、更に検討する。

【対応方針(案)】

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。

その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員(認可定員)を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、基準検討部会における公定価格等の議論と併せて検討する。

(備考) 論点2のケースにおいて、実利用人員が利用定員を上回る場合の取扱い

認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えて弾力的な受入れを可能としてはどうか(実利用人員に応じた基準を満たすことが前提)。

特に幼稚園については、直接契約である事に留意。

その上で、実利用人員が利用定員を恒常的に上回っているケースについては、利用定員を適切に見直すことが基本であるが、利用定員の見直しを行わない場合の取扱いについては、論点3の対応方針を踏まえた検討が必要ではないか。

(例)幼稚園の認可定員180名、利用定員120名とした場合に、125名を受入れるなど。

参考・介護保険と障害者自立支援の定員超過受け入れについて

介護保険制度

災害、虐待の受け入れ等やむを得ない場合を除き、月の平均利用者数が、運営規程に定めた利用定員を超えた場合(又は看護職員・介護職員が指定基準に満たない場合)、定員超過利用減算として、報酬の30%を減算

上記の通り、やむを得ない場合、当該事由が解消するまでの間、定員超過による減算を行わないことにしている。

また、老人福祉法に基づく措置を受け入れる場合は定員を超えて受け入れることを可能としている(定員の105%まで、定員超過利用減算を行わない。)

障害者自立支援制度

利用者の数が、定員を上回って一定以上になった場合は、定員超過利用減算として、基本報酬の30%を減算。

ただし、下記(1)、(2)のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする(定員超過利用減算を行わない)。

なお、身体障害者福祉法等に基づく措置を受け入れる場合、災害等やむを得ない場合については、利用者数に含めない(=減算の対象外)ことが可能。

(1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

通所サービス:過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に、125%を乗じて得た数を超えること

ただし、定員11人以下の場合、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること

入所サービス:過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に、105%を乗じて得た数を超えること

(2) 1日当たりの利用実績による取扱い

定員50人以下の場合

通所サービス:定員の150%を超えること

入所サービス:定員の110%を超えること

定員51人以上の場合

通所サービス:定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること

入所サービス:定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えた数を超えること

(論点 4) 保護者の就労状況の変化に対応した 1 号の利用定員と 2 号の利用定員の取扱い

(1) 論点

保護者の就労状況が変化した場合、支給認定の区分は変更することとなるが、子どもが通う施設の変更はできる限り避けるべきである。このため、認定こども園等における弾力的な対応について検討する必要がある。

(2) 今後の検討に当たっての方向性

2号認定を受けている子どもが、保育を必要性の認定要件に該当しなくなった場合

) 認定こども園の場合 (1号認定の定員あり)

1号定員に空きがある場合は、引き続き同じ施設を利用可能。

1号定員に空きがない場合

(例) 1号定員の変更は求めず、一定の範囲内であれば一時的な定員超過を認める。

) 保育所の場合 (1号認定の定員を有しない)

少なくとも当該年度内は引き続き同じ施設を利用できるよう、特例施設型給付の対象とするか。

幼保連携型認定こども園で1号定員を有していない場合も、少なくとも当該年度内は引き続き同じ施設を利用できるようにする。

1号認定を受けている子どもが、保育の必要性の認定要件に該当するようになった場合

) 認定こども園の場合 (2号認定の定員あり)

2号定員に空きがある場合は引き続き同じ施設を利用可能。

2号定員に空きがない場合

(例) 2号定員の変更は求めず、一定の範囲内であれば一時的な定員超過を認める。

) 幼稚園の場合 (2号認定の定員を有しない)

1号認定から2号認定へと変更を行うには、保護者の意志により認定区分の変更を申請することが前提となるため、就労後も同じ幼稚園に通うことを希望するのであれば、そもそも認定区分の変更手続きを行わないのではないか。(特段の対応は不要ではないか)

< 主な意見 >

- ・認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に対応しており、それが損なわれないようにすべき
- ・年度途中の認定変更にも柔軟に対応できるようにすべき。

【対応方針】

- ・ のケースとともに、基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。

3 . 情報公表の取扱いについて

自治体におけるシステム構築のため、早期に方向性を固める必要

(1) 概要

子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている(子ども・子育て支援法第58条第1項)。

都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている(同法第58条第2項)。

(2) 情報公表の項目

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、以下の項目について情報開示を行うこととされている。

- ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
- イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
- ウ 一人の職員が担当する子どもの数
- エ 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数・勤続年数
- オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
- カ 上乗せ徴収(実費徴収を除く)の有無
- キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

上記の他にどのようなものがあるか、検討が必要。

< 主な意見 >

- ・重大な事故情報や財務情報については、公表を行うべき
- ・利用者にとってなるべく分かりやすい仕組みが必要。第三者評価、自己評価は追加すべき。
- ・施設・事業の規模にかかわらず一律の内容とするかどうか。

【対応方針】

→現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目としては、以下のような内容とする。

* 運営基準のあり方に関する検討(基準検討部会)を踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業の類型に応じて、更に検討。

1. 基本情報

(法人)

- ・名称、所在地等連絡先
- ・設立年月日
- ・代表者の氏名等
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設)

- ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・名称 (1)
- ・施設長の氏名等
- ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)
- ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無 / 専従兼務 / 常勤・非常勤 / 直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)
- ・職員1人当たり子ども数
- ・開所時間等
- ・所在地等連絡先
- ・認可・認定・確認年月日
- ・事業所番号
- ・連携施設の状況(地域型のみ)
- ・過去3年間の退職職員数
- ・障害児対応
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数

1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・利用手続
- ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)
- ・秘密保持のための措置
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
- ・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・選考基準
- ・事故発生時の対応
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・自己評価等の結果

< 主な意見 >

(正規・非正規の別について)

- ・常勤・非常勤の別をきちんと整理すれば、正規・非正規は不要ではないか。
- ・透明性の確保、質向上のために必要。
- ・OECDでも使用されており、常勤・非常勤でよい。
- ・常勤・非常勤や平均勤続年数では質を判断できず、無期、有期、派遣の別(正規・非正規ではなく)を公表すべき。

(事故発生時の対応について) 論点1

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めて公表することは賛成。「事故」の定義について議論が必要ではないか。
- ・保護者としては、過去に発生した事故の情報も知りたい。
- ・重篤な結果をもたらした事故については、発生の有無を公表すべき。
- ・重大な事故の記録は、事業主体が公表することとすべき。
- ・不適切事業者の参入を事前に阻む効果もある。基準において、報告・分析・改善・公表の仕組みとすべき。
- ・発生状況だけでなく、改善状況に重点を置いた対応とすべき。
- ・事故情報の公表は丁寧にしないと廃園となるおそれがある。情報公表制度ではなく、基準で議論すべき。
- ・事故隠しをした場合の指導監督を担保すべき。
- ・事故の未然防止のため、運営基準で対応する。公表項目に入れるべきではない。
- ・事故の発生ではなく、指導監督に従ったか否かで判断すべき。

(前年度の施設会計について) 論点2

- ・事業主体が公表することとすべき。また、法人全体の会計の公表も必要。

< 主な意見 >

(その他)

- ・特に職員の状況や障害児対応、自己評価の結果等の掲載は不可欠。
- ・認定こども園の構成施設の名称の公表は、利用者にとって、その施設が認定こども園なのか幼稚園/保育所なのか分かりにくいのではないか。
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項等の規定により公表・公示された旨(指導を受けて改善が遅れていること)は保護者としては知りたい。
- ・公表項目については、親の選択に資するかという観点、教育・保育の質の確保の観点から、5年ごとに見直しを行う必要があるのではないか。
- ・バリアフリー化や環境への取組、研修の実施状況等を公表すべき。
- ・疾病対応、予防接種の実施等を公表すべき。
- ・外部監査結果を公表すべき。

論点1 「市町村に報告された重大な事故の記録」を情報公表の項目とするか

(検討の視点)

- ・ 「重大な事故の記録」を公表する趣旨として、 利用者の施設・事業の選択のための判断材料とするためか、 事故情報を集約、分析することで、新たな事故の未然防止を図るためか、整理が必要。
 - * 同じく情報公表の仕組みを導入している介護保険制度においては、「重大な事故の記録」は、公表項目とされていない。
 - * 消費者安全法など他制度においても、事業者が特定される情報の公表については、意見陳述の機会の付与など慎重な手続きを課している。
- ・ 「利用者による選択の判断材料」(上記)であれば、個別施設・事業の情報公表制度の項目とすることになる。この場合、以下の点に留意が必要。
 - ・ 「教育・保育の提供」と「重大な事故」との因果関係が裁判等で争われている場合でも公表対象とするのか否か
 - ・ 事故発生が経営問題に直結するため、乳児や障害・疾病がある子どもの受入れを避けることにつながるおそれはないか
 - ・ 「現在不適切な運営が行われている施設・事業か否か」という観点からは、「勧告に従わなかった旨の公表」「措置命令を受けた旨の公示」が重要な意味を持つのではないか
 - ・ 「新たな事故発生の未然防止」(上記)であれば、本制度ではなく、別途事故情報の集約・分析・周知のための仕組みが必要。運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めて更に検討。

重大な事故の記録については、都道府県による情報公表制度ではなく、新たな事故発生の未然防止の観点から、運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めて更に検討。

論点2 「前年度の施設会計」を情報公表の項目とするか

【対応方針(案)】

都道府県による情報公表制度ではなく、事業主体ごとに公表することについて、運営基準の中で引き続き検討することとし、外部監査結果の取扱いを含め、情報公表の在り方についても、この中で合わせて検討。

(3) 公表の方法(情報の更新頻度、報告・公表方法等)

< 主な意見 >

- ・公表の際はインターネットを活用すべき。
- ・各施設・事業者のホームページでも公表し、保護者が比較できるようにすべき。
- ・事業者の公表については、インターネット環境が整っていない事業者にも配慮し、施設での掲示も認める必要。
- ・利用者は市町村とやりとりを行うため、市町村でもスムーズに情報を見られるような対応が必要。
- ・更新が必要な項目については、たとえば3年ごとなど、一定の目安を提示することが必要ではないか。
- ・毎年更新するべき。

【対応方針(案)】

- 情報公表制度の趣旨に照らせば、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、インターネット等の活用を図ることとする。
- 一方で、自治体や事業者にとって過度な負担とならないような配慮も必要。情報公表は確認制度の一環として行われるものであり、確認時に市町村が把握する情報との整合性を図るとともに、認可・確認事務に係る電子情報システムの適切な活用(=事業者が自ら公表すべき項目との役割分担)を図ることが考えられる。
- 公表項目の性質に応じて、事業開始(=確認)時に公表するもの、事業開始後定期的に更新するもの、が考えられる。
- 更新頻度等については、情報の流動性、事業者等の事務負担、他制度の例等を踏まえて、実務的に更に検討。

公表項目案 (基本情報)

項目案		現行制度		
		幼稚園 (学校評価ガイドラインにおける例示)	保育所	認定こども園
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地等連絡先 ・代表者の氏名等 ・設立年月日 ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等 		<ul style="list-style-type: none"> ・設置者に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・住所 ・代表者の氏名
施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の種類、地域型保育事業の種類 ・名称 ・所在地等連絡先 ・事業所番号 ・施設長の氏名等 ・認可・認定・確認年月日 ・連携施設の状況(地域型のみ) ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等) ・職員1人当たり子ども数 ・過去3年間の退職職員数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 ・障害児対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭等の面積 ・遊具の設置状況等 ・教職員数、勤続年数の分布、免許種別等 ・園児数・学級数 ・教育時間や教育内容、及び休業日 ・研修の実績等 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・位置 ・施設設備の状況 ・入所定員 ・職員の状況 ・入所状況 ・認定こども園の場合、保育に欠ける子ども・欠けない子どもの数 ・開所している時間 ・認定こども園の場合、その旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・長の氏名 ・保育に欠ける乳児又は幼児の数、保育に欠けない子どもの数 ・母体施設の類型、名称、所在地

公表項目案 (運営情報)

項目案	現行制度		
	幼稚園 (学校評価ガイドラインにおける例示)	保育所	認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・利用手続 ・利用者に対する事前説明等の状況 ・事故発生時の対応 ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況 ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む) ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 ・秘密保持のための措置 ・自己評価等の結果 ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表・公示された旨 ・その他都道府県が必要と認めた事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の運営方針や教育課程 ・教育方針(建学の精神や教育目標等) ・園児募集(説明会等の日程、障害児の入園相談の実施) ・入園料、保育料、給食費 ・預かり保育・子育て支援の実施状況等 ・季節の行事等の実施状況 ・給食等の実施状況・保護者会等の活動状況 ・学校評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の保育の方針 ・市町村の行う保育所保育の概況 ・私立認定こども園の場合、選考の方法 ・保育所への入所手続に関する事項 ・保育料の額 ・認定こども園の場合、保育に欠けない子どもの利用料の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育の目標並びに主な内容 ・子育て支援活動の内容

(参考) 子ども・子育て支援法

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(以下略)

2 略

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(以下略)

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(勧告、命令等)

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 略